機密性情報2

不登第５８号
法登第３２号
平成２６年３月２５日

三重県土地家屋調査士会長　神　戸　照　男　殿

津地方法務局首席登記官（不動産登記担当）所　　満
津地方法務局首席登記官（法人登記担当）大場　錦司

登記申請に係る登録免許税等の還付手続について（依頼）

平素は，法務行政に関し格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，不動産登記及び商業・法人登記の申請に係る登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）第３１条の規定による納付した登録免許税額の還付通知請求手続等について，上級庁及び税務署から適切な事務処理をするよう指導されているところです。

そこで，当局では従来からの事項のほか，下記の事項を所轄税務署への還付通知書に記載する取扱いとすることとなりました。

つきましては，還付通知請求・申出書に下記の事項を記載していただくよう，貴会所属会員の皆様に対し，周知方お取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

１　金融機関に振り込み方法で還付の希望がある場合

「希望する還付の場所」欄の口座番号の下部に口座名義人の氏名等の読み方（フリガナ）を記載する。

２　歳入金電子納付システムで納付した場合

「備考」欄に納付番号及び納付年月日を記載する。